

令和2年9月11日(金)

開会（午前9:55）

○森本将司委員長

開会宣言。出席委員が9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、補正予算4件、条例の一部を改正する条例2件の計6件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。猛暑もようやく少し和らいできたかなという気がしていますが、今若い世代にあっては非常にキャンプが流行っている。ロイヤル胎内パークホテルの小さな芝生の広場があるがそこには毎週3、4組ずつテント泊の方が来ている状況にある。胎内市においてはこの度臨時交付金を活用してワーケーション、いわゆるワーク仕事とバケーション余暇を組み合わせたものを創出していこうとグランピングちょっと大きなテントを張ってその中に高級にベットを据えたり家具を置いたりというようなものですが、そういうものを整備している。テレワーク、奥胎内ヒュッテでは仕事ができるような環境を整備しようというところを目指している。アフターコロナのところでそういう活動を通じて観光振興であったりそれから場合によっては移住であったりということが目指せればと考えているところ。本日は補正予算が4件、条例の一部改正が2件ということでよろしく審議願いたい。

議第66号 令和2年度胎内市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

須貝市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,525万9千円を追加し、総額をそれぞれ31億4,995万9千円とするもの。歳出から説明する。主なものは、第1款総務費においては、人事異動等に伴い、給与費及び共済費を増額した。第3款国民健康保険事業費納付金においては過年度の精算分として退職被保険者等に係る納付金を計上した。第7款諸支出金においては前年度の精算分として保険給付費等交付金返還金と一般会計繰出金を計上した。一方、歳入は、第6款繰入金及び前年度決算に伴う第7款繰越金を増額した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 67 号 令和 2 年度胎内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

須貝市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 347 万 2 千円を追加し、総額をそれぞれ 3 億 3,717 万 2 千円とするもの。歳出から説明する。第 1 款総務費においては、税制改正対応のため、後期高齢者医療支援システム改修業務委託料を計上した。

また、第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金及び第 3 款諸支出金においては、いずれも前年度精算分として、広域連合納付金及び一般会計繰出金を計上した。一方、歳入では、第 4 款繰越金は前年度決算により増額したほか、第 6 款国庫支出金はシステム改修に対する補助金を計上した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 68 号 令和 2 年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

須貝福祉介護課長説明

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,948万3千円を追加し、歳入歳出の総額を36億8,254万5千円とするもの。歳出から説明する。第1款総務費第1項総務管理費では、介護保険事業に従事する職員の人事異動等に伴い、給料、職員手当及び共済費を162万7千円増額するもの。次に、第4款地域支援事業費では、介護予防事業に従事する職員の昇格昇給に伴い、給料等を44万円増額するもの。第5款基金積立金では、前年度事業費の精算に伴い、介護給付費準備基金への積立金を6,690万8千円増額するもの。なお、補正予算後の基金積立額の総額は3億1,074万188円になる。次に、第7款諸支出金では、前年度分の給付実績に伴い1項2目償還金で、国及び県負担金の精算による返還金を4,110万7千円増額し、2項繰出金で一般会計への繰出金を1,940万1千円計上した。

次に歳入について説明する。第3款国庫支出金2目地域支援事業交付金では、歳出の介護予防事業に従事する職員の給与等の補正に伴う増額である。第4款支払基金交付金及び第5款県支出金についても第3款と同じく職員の給料等の補正に伴い、法定負担割合に基づく増額である。第7款繰入金1項一般会計繰入金2目地域支援事業繰入金では介護予防事業に従事する職員の給料等の補正に伴う増額であり、3目その他一般会計繰入金では介護保険事業に従事する職員給与費等の補正に伴う増額である。4目低所得者保険料軽減繰入金は、第2回定例会において議決をいただいた低所得者に対する保険料軽減措置の拡充措置の完全実施に伴う増額である。次に2項基金繰入金についても職員給与費等の補正に伴う増額である。第8款繰越金では、前年度決算における繰越額の確定に伴い増額するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第69号 令和2年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）

池田健康づくり課長説明

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ216万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,986万7千円とするもの。歳入から説明する。前年度の決算の確定により繰越金が増額となった。歳出については、第1款衛生費1項保健衛生費1目医科診療費において、

前年度に交付を受けたへき地診療所運営事業補助金の精算に係る返還金を計上した。これは、県がへき地診療所会計の運営費の一部を補助してくれるという制度であり、交付を受けた前年度の補助金を実績に基づいて精算するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 78 号 胎内市設住宅条例の一部を改正する条例

須貝福祉介護課長説明

これは市設住宅 9 棟のうち空き家となっている若松町地内の 2 棟について、昭和 4 2 年と昭和 4 3 年に建設した建物であり老朽化が進み修繕困難な状態にあることから環境と安全面に配慮し早急に取り壊しを行うべく本条例から削るものである。

なお、同年代に建設したその他の住宅については、現在も入居されており今のところ退去予定もないことから引き続き公営住宅として使用し、退去した後に取壊しを検討したいと考えている。

また、この 2 棟の取壊し後の土地の利活用については、取壊す 2 棟が 6 棟連続する区画の端と端に位置していることや、数年後に他の住宅も取壊す可能性もあることから全体的な利活用方法を基本に検討していく。

質疑

○渡辺栄六委員

昭和 4 2 年、4 3 年と市設住宅としてはかなり古い。下町の住宅は平成になってからでそんなに古くはない。説明のあった市設住宅の 1 号、6 号以外はすべて入居しているのか。また、築年数が古いが入居に差し支えない状態なのか。

○須貝福祉介護課長

その他の住宅の入居状況については、若松町の2棟以外と同様現在も入居している。取壊しの影響についても特に問題はないと考えている。

○渡辺栄六委員

かなり古く駐車スペースもなく袋小路になっている。入居されている方に退去後は取壊すことになるなどの説明はしているのか。

○須貝福祉介護課長

古い状況にあるので退去の意向確認は行っているが住み慣れたところで住み続けたい意向がある。取壊し費用計上しているので議決後適切な形で入居者も含めた関係する方々にしっかりと説明していきたい。今のところ取壊しの日程等はまだお知らせしていない。

○八幡元弘委員

取壊して利活用を考えていくのはいつからか。現時点では考えていく状況にないのではないか。

○須貝福祉介護課長

随分年数がたった建物でいろいろな面で心配が懸念される。現在入居している方には他のところに移っていただけるようこれから説明を続けていきたい。現段階で具体的な時期を決めることは難しいと思うが、老朽化の状況も踏まえできるだけ早い段階で全体的な退去が済みその後の利活用も考えていきたい。

○森田幸衛委員

市営、県営、低所得者層向けの住宅の需要と供給の状況は。

○須貝福祉介護課長

市内の県営を含めたすべての住宅の管理戸数は447戸で入居しているのが369戸。入居率は96.9%で、空いている住宅の状況を見ると相当老朽化が進んで危険な状況にある政策空家と大規模修繕が必要な住宅があわせて62戸ある。現在の待機状況は、68世帯である。

○渡辺宏行委員

昭和 42 年、43 年に建設して最長で入居している人は何年くらい住んでいるのか。

○須貝福祉介護課長

資料を持ち合わせていませんので後ほど回答します。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 79 号 胎内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○丹後こども支援課長説明

子ども・子育て支援法の一部改正により、本条例で引用する条項に移動があったことに伴い、整理を行うもの。主な内容は、地域型保育事業を行うもの（いわゆる小規模型保育事業）に対する費用を支給するために確認が必要となっているが事業所が所在する市町村長はじめ広域的に利用する場合の他の市町村長等による確認が必要となっていたが事業所所在の市町村以外の確認は不要とする改正がなされた。当市において現時点で本条例が適用される地域型保育事業等はありません。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

(執行部退席 10 : 23)

以上で厚生環境常任委員会を閉会する。